

## 愛知県アピランスケア支援理容所・美容所ホームページ掲載要領

### (目的)

第1 アピランスケア支援に関して県のホームページに掲載するための必要な要領を策定し、要領に適合する理容所・美容所を広く県民に周知することにより、がん患者がアピランスケアについての相談先情報を取得し適切な支援を受けられるようにすることを目的とする。

### (対象店舗)

第2 以下のいずれかの要件に該当する愛知県内の理容所・美容所（以下「支援店」という。）を対象とする。

- (1) ウィッグ及び専用ケア用品（シャンプー等）の販売をしている
- (2) ウィッグのメンテナンスが可能  
(例：ウィッグのカット、サイズ調整、シャンプー、治療中及び治療後の他社からの持ち込みのウィッグのカット等)
- (3) 抗がん剤治療中・治療後のケアが可能  
(例：抗がん剤治療中の脱毛時や再発毛時のヘアカット等)

### (申込み)

第3 事業者は、支援店として掲載を希望する場合は、下記に定める事項を愛知県電子申請届出システムにより、県に提出するものとする。

- (1) 店名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) メールアドレス
- (5) 第2（1）から（3）の内、自店舗で実施している取組
- (6) 個室または半個室による、ウィッグ利用者のプライバシー配慮の有無
- (7) ウィッグ利用者の自宅・病室等への出張サービスの有無
- (8) 自店舗のホームページURL
- (9) 備考

### (掲載)

第4 県は、前項の申込みがあった場合には審査等を行い、第2に規定する要件を満たすと認められる場合には、「支援店」として県のホームページに掲載する。

なお、申し込みの審査等は原則当年度の9月、2月にのみ行うものとする。

2 掲載の有効期間は当該年度の末日までとし、支援店から辞退の申し出がない限り、引き続き一年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(掲載削除)

第5 県は、支援店がこの要領の目的等に照らして、適切な取組を行っていない等と認められる場合は、県のホームページから掲載を削除する。

(変更・辞退)

第6 支援店が掲載の変更や削除を希望する場合は、愛知県電子申請届出システムにより、その旨を申し出ることができる。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は愛知県保健医療局健康対策課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年1月18日から施行する。